廃棄物の適正処理等に係る状況

1 不適正処理廃棄物の状況

本市では、平成 27 年度策定の広島市産業廃棄物処理指導計画において、違法処理廃棄物ゼロの実現に向けた体制の強化を掲げ、平成 28 年度から適正処理を指導する組織を拡充した。

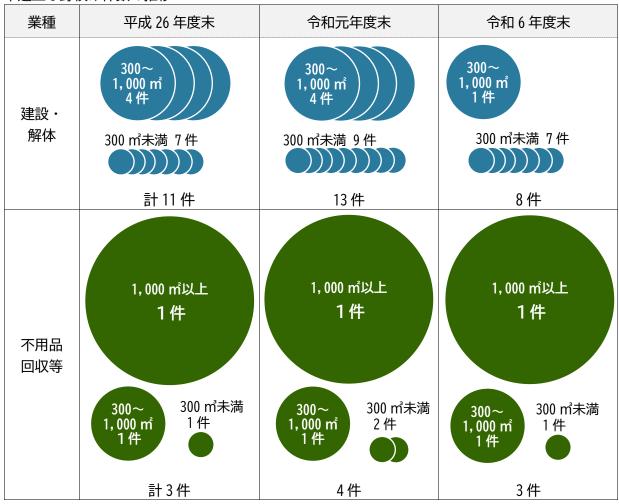
以降、積極的、継続的な指導・監視を重ね、不適正な野積み件数は減少傾向にあるものの、解決までに時間を要する事例も多い。

不適正な野積み事案のほとんどは、解体工事や不用品回収等によって発生したものであり、行為者の多くが処理業者でないため、許可取消し等の強制力のある手段がとれない。

これらの事案は、野積みされている量が多量となって発覚することが多い。中でも、不用品回収により発生した野積みは大規模なものが多く、数千㎡にわたって野積みされているものもある。

不用品回収による野積みについては、行為者が有価物と称するほか、野積みされているものを外観で業務用(産業廃棄物)、家庭用(一般廃棄物)とに完全に区分できない等の問題がある。

●不適正な野積み件数の推移



●不適正な野積み事案の概要

業種	所在地	野積み面積			\h-7-
		1,000 ㎡以上	300∼1,000 m [*]	300 ㎡未満	違反発見
不用品回収等	安佐北区	0			平成 23 年度
不用品回収等	東区		0		平成 23 年度
不用品回収等	安佐南区			0	平成 25 年度
建設・解体	佐伯区		0		平成 24 年度
建設・解体	安佐北区			0	令和3年度
建設・解体	安佐南区			0	平成 25 年度
建設・解体	東区			0	令和元年度
建設・解体	東区			0	令和元年度
建設・解体	佐伯区			0	令和4年度
建物・解体	佐伯区			0	令和4年度
建設・解体	佐伯区			0	令和6年度

(野積みの状況)



(参考) 屋外保管の届出等に関する国の制度・動き

- ●廃棄物処理法に基づく事業場外保管の届出制度
- ・建設廃棄物を保管用地300㎡以上で保管する場合は届出を義務付け
- ●廃棄物処理法に基づく有害使用済機器保管等の届出制度
- ・32 品目(家電リサイクル法対象 4 品目及び小型家電リサイクル法対象 28 品目)の使用済電気電子機器のうち廃棄物でないものを有害使用済機器として指定し、有害使用済機器を扱う事業者に届出(敷地面積 100 ㎡以上等)、保管・処分に関する基準の遵守等を義務付け

2 産業廃棄物処理業者の状況

(1) 処理業者・処理施設の許可状況等

本市が許可している処理業者は、令和6年度末で収集運搬業者168業者、処分業者121業者である。最終処分場は、令和5年度末で8施設である。

処理業者に対する行政処分数については、年間2件以下である。

●産業廃棄物の処理業者数(令和6年度末)

豆 八	収集運搬業		処分業者数	
<u> </u>	者数	業者数	中間処理	最終処分
処理業者数	168	121	117	5
産業廃棄物処理業	160	121	117	5
特別管理産業廃棄物処理業	28	6	6	0

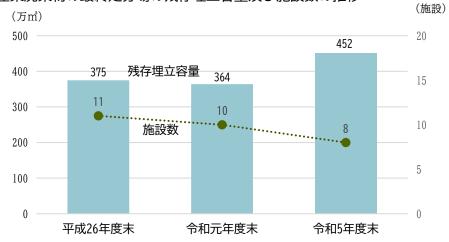
●産業廃棄物の中間処理施設数(令和6年度末)※施設の設置許可が必要なもの

区分	施設数
汚泥の脱水施設	6
汚泥の焼却施設	7
廃油の油水分離施設	2
廃油の焼却施設	7
シアン化合物の分解施設	1
PCB廃棄物の分解施設	0
廃プラスチック類の焼却施設	8
その他の焼却施設	10
廃プラスチック類の破砕施設	15
木くず・がれき類の破砕施設	51
廃水銀等の硫化施設	1

●産業廃棄物の最終処分場の設置状況(令和5年度末)()内は残存埋立容量

区分	設置数	民間	公共
最終処分場	8 施設(約 452 万㎡)	7 施設(約 322 万㎡)	1 施設(約 130 万㎡)
安定型最終処分場	7施設(約322万㎡)	7 施設(約 322 万㎡)	-
管理型最終処分場	1 施設(約 130 万㎡)	-	1 施設(約 130 万㎡)

●産業廃棄物の最終処分場の残存埋立容量及び施設数の推移



(参考) 全国の産業廃棄物の最終処分場の残存埋立容量の推移

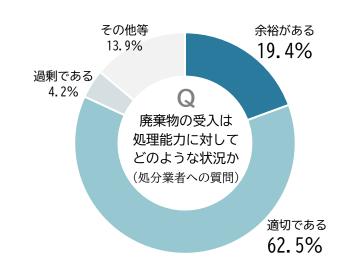


●処理業者に対する行政処分の状況

年 度	件数	
令和3年度	2	(欠格要件該当による許可取消 l、基準超過による改善命令 l)
令和 4 年度	2	(基準超過による改善命令 2)
令和5年度	0	
令和6年度	2	(欠格要件該当による許可取消 2)

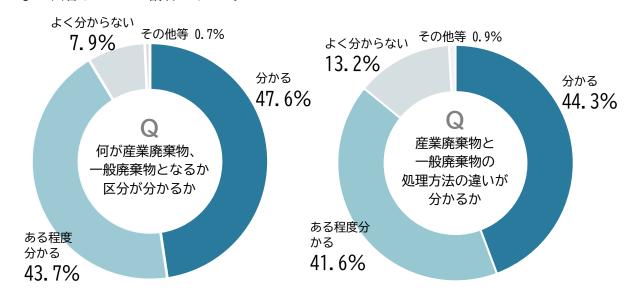
(2) 処理施設における受入状況 ※処理業者への意識調査の速報より

処理施設における廃棄物の受入状況は、適切・余裕ありとの回答が8割であり、産業廃棄物の処理体制については、現状では概ね確保されているといえる。



3 排出事業者の認識等

(1) 排出事業者における産業廃棄物・一般廃棄物に関する理解 ※排出事業者への意識調査の速報より 排出事業者に産業廃棄物と一般廃棄物の区分や処理方法の違いが分かるか尋ねたところ、「分か る」と回答したのは5割弱であった。

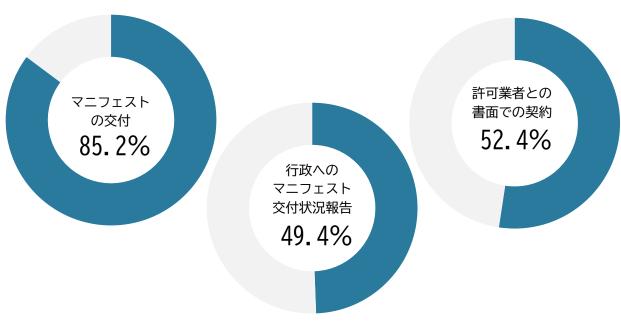


(2) 排出事業者における法令遵守状況 ※排出事業者への意識調査の速報より

委託処理する場合、排出事業者には、マニフェストの交付、行政へのマニフェスト交付状況報告、 許可業者との書面での委託契約などが法令で義務付けられている。

委託処理を行っていると回答した事業者に対し、実施している事項を尋ねたところ、マニフェスト交付を行っていると回答したのは85%、本市の現行計画の指標としている行政へのマニフェスト交付状況報告は約5割、許可業者との書面での契約についても約5割であった。

委託処理を行うにあたり、どのようなことを行っているか



(3) 処理業者からみた排出事業者サイドの問題点 ※処理業者への意識調査の速報より

処理業者に排出事業者サイドにおける問題点を尋ねたところ、「契約やマニフェスト記載等を丸 投げされる」が約3割であり、次いで「産業廃棄物の分別が徹底されていない」が約2割あった。

Q 排出事業者サイドの問題点はどのようなものがあるか

契約やマニフェスト記載等を丸投げされる 26.2%

産業廃棄物の分別が徹底されていない 24.6%

排出事業者が遵守事項を知らない 23.0%

契約していない廃棄物の処理を依頼される 9.8%